

標準・データに係る業務への弁理士の
関与の在り方について
(案)

平成 年 月

産業構造審議会

知的財産分科会

弁理士制度小委員会

はじめに

IoT や AI 等の技術の進展により、多くのものがインターネット等を通じてつながるようになり、第四次産業革命やコネクテッド・インダストリーズ（Connected Industries）とも称される新たな産業社会が現出しつつある。

このような中、各企業には、自ら優位性を有するコア領域を確保しつつ、自社や業種の垣根を越えた連携・協業を図るべく、知的財産に標準を有効に組み合わせた戦略、すなわちオープン・クローズ戦略の策定・実践が求められている。また、協調領域においては、自ら蓄積した様々なデータを流通させることにより新たな価値を生み出すというデータの利活用に係る戦略も重要となっている。

これら知的財産に標準やデータを組み合わせた戦略は、より複合的かつ高度な知的財産戦略と捉えることができるものであり、その策定のためには各企業内の知的財産部門を始めとする経営資源をより有効に活用することが求められている。

その際、取り分け、社内に知的財産に関する十分な人的資源を確保することができない中小企業においては、弁理士を始めとする外部人材の知見を活用したいというニーズが高いと見られる。

他方、政府の策定した知的財産推進計画 2017（平成 29 年 5 月）において、「弁理士業務としての標準関連業務への関与の役割の明確化の検討を行う」ことが盛り込まれるとともに、未来投資戦略 2017（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）において、「データの不正な取得・使用・提供の禁止、（中略）知財と標準に関わる弁理士の役割等に関し、次期通常国会での法案提出を含め、必要な措置を講ずる」ことされたところである。

以上のような状況を踏まえ、当小委員会は、平成 29 年 10 月～平成 30 年 月、計 回にわたり、標準関連業務やデータ関連業務への弁理士の関与の在り方、弁理士がこれら業務に係るコンサルティング業務を適切に行うに当たっての中小企業への支援活動の在り方等について審議・検討を行った。

本報告書は、この審議・検討の結果を取りまとめたものである。

目次

はじめに

I 標準に係る業務への弁理士の関与の在り方について	1
II データに係る業務への弁理士の関与の在り方について	7
III 弁理士による標準・データに係る中小企業支援の在り方について ..	12
おわりに	17

I 標準に係る業務への弁理士の関与の在り方について

1 現状

(1) 標準化人材の不足

様々な物や技術がつながることにより新たな付加価値が創造される産業社会（コネクテッド・インダストリーズ）においては、その接続部分における技術の標準化が重要であることはいうまでもない。また、当該接続部分に限らず、中小企業等が迅速な市場拡大を図るためにも、標準を戦略的に活用することがますます求められている。

しかしながら、我が国のほとんどの企業において標準化活動に対する組織を挙げた支援や態勢づくりは十分でないとされる。また、これらの企業が活用可能な外部の標準化人材も不足している。

(2) 弁理士に対するニーズ

標準関連業務に弁理士が関与することに対する企業側及び弁理士側の具体的なニーズ等を把握するため、特許庁は、平成 29 年度特許庁産業財産権制度問題調査研究「弁理士の業務の実態等に関する調査研究」（請負先：株式会社サンビジネス）として、企業等 1,442 者及び弁理士 2,933 者を対象としたアンケート調査¹（以下「平成 29 年度アンケート調査」という。）を行った。また、企業等 10 者、弁理士 5 者等に対するヒアリング調査²を行った。

これらの調査の結果、以下のア～ウのような実態が明らかになった。

ア 企業側のこれまでのニーズは低かったものの、今後のニーズは高い

平成 29 年度アンケート調査によると、「技術標準に関する取組の経験がある」と回答した企業等は、全体の 18.6%であり、このうち、「社外の弁理士に支援を依頼した経験がある」と回答した者は、全体の 2.5%にとどまっている。

一方、「標準関連業務の知識・能力が社外弁理士に担保された場合、今後、技術標準に関する取組を行う際には、社外弁理士にその支援を依頼したいか」という質問に対しては、全体の 42.8%の企業等が「依頼したい」と回答している。また、その理由としては、「自社内に対応できる人材がいない、又は不足しているため」という回答が最も多く、次に

¹ 調査時期は、平成 29 年 7 月～8 月。回収率は、企業等 48%、弁理士 30%。

² 調査時期は、平成 29 年 4 月～5 月及び同年 7 月～8 月。

「弁理士の知財に関する専門性を有効に活用できる業務であると考え
ため」、「技術標準に関連する特許出願等を既に依頼していれば、十分熟
知していると考えられるため」との回答であった。

このため、標準関連業務に対して弁理士が関与することに対するニー
ズは、現状ではまだ低いものの、今後は相当程度高いと見ることができ
る。

**イ 標準関連業務のうち、特許に係る業務だけでなく、戦略策定、規
格提案の作成、標準会議への参加・交渉等についても企業側（特に中
小企業）のニーズあり**

平成 29 年度アンケート調査及びヒアリング調査により、企業等の標
準関連業務のうち、具体的にどのような業務について、弁理士による支
援を期待するかという点について、分析してみたところ、以下の(ア)～(ウ)
のような結果を得た。

(ア) 特許に係る標準関連業務へのニーズは高い

弁理士は、主として特許に関する代理業務等を行っていることか
ら、標準関連業務のうち、特許に係る業務については、弁理士に
よる支援に対する期待は高い。具体的には、標準化を意識した特許の
取得、他社の関連特許の調査、標準関連自社特許の棚卸し、特許の標
準必須性の判断、パテントプールへの標準必須特許の申請等に関する
業務については、大企業及び中小企業共に弁理士による支援に対する
ニーズは高い。ただし、特許に係る業務であっても、特許宣言書
の作成に関しては、特許宣言書のひな形がある程度普及しており、そ
れほど難しい業務ではない等の理由により、弁理士による支援に対す
る期待は低い。

**(イ) 中小企業を中心に標準化を含む高度な知的財産戦略の策定支援への
積極的関与にニーズあり**

中小企業（ベンチャー企業を含む。以下同じ。）は、標準化を含む高
度な知的財産戦略（オープン・クローズ戦略）を策定するための人的
資源に乏しいため、これを支援するために弁理士に関与してもらいた
いというニーズは高いと見られる。

**(ウ) 中小企業を中心に規格提案の作成、標準会議への参加・交渉等への
補助的な関与にニーズあり**

現時点では、弁理士が主体となって規格提案を作成したり、標準会

議やコミュニティに主担当として参加し交渉したりすることは実質的に難しいと見られるが、特に中小企業においては、弁理士が規格提案に記載する適切な範囲を助言したり、規格提案に係る具体的なアイデアを書面に起こしたり、他社の規格提案への妥協の可能性についてアドバイスしたりすることに対する一定程度のニーズがある。

上記ア及びイについて、概念図として示すと、図1のとおりとなる。

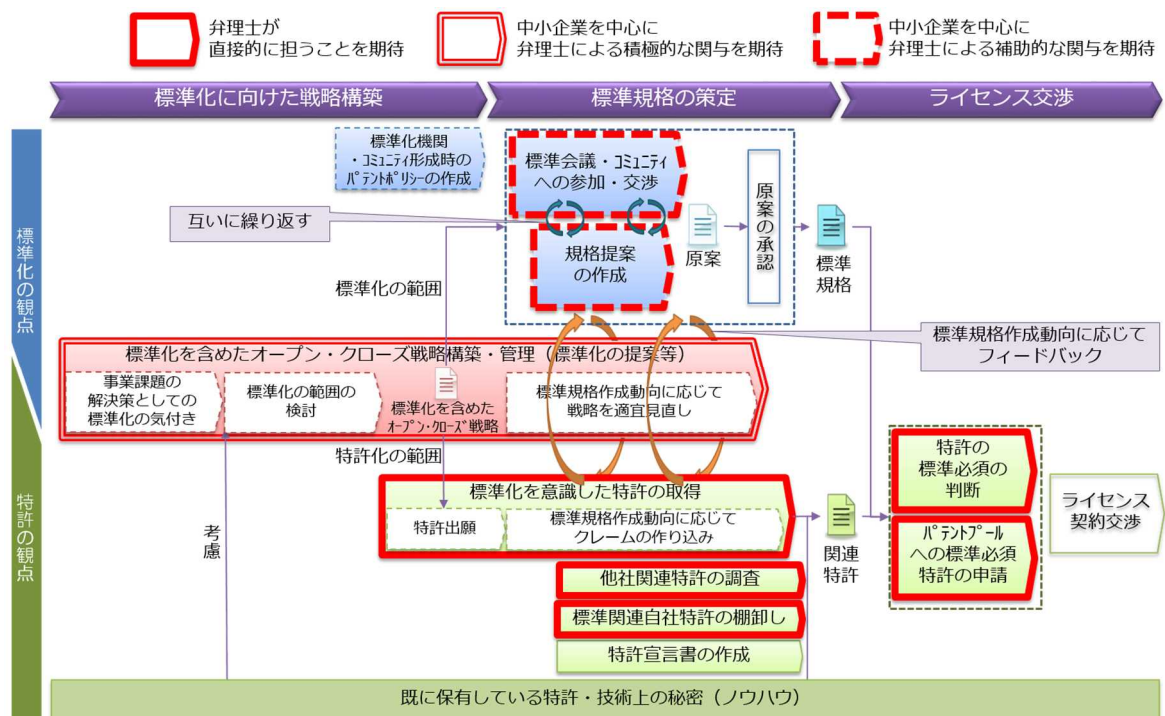


図1 標準関連業務に係る弁理士へのニーズ

ウ 弁理士側の関心も高い

弁理士に対するアンケート調査によると、「技術標準に関する取組への支援の経験がある」と回答した者は全体の6.0%にとどまっているが、「その経験はないものの、技術標準に関する取組への支援に対する興味はある」と回答した者は全体の43.8%と相当程度存在する。

2 課題

上記1で述べたとおり、我が国企業、特に中小企業において、標準関連業

務に外部人材としての弁理士を関与させることに対する潜在的ニーズが存在するにもかかわらず、その活用は進んでいない。この要因として、弁理士制度に関するものとしては、以下の①～③の点を挙げる可以考虑される。

- ① アンケート調査において「技術標準に関する取組の経験がない」と回答した企業等の割合が全体の 84.4%に上るなど、産業界において知的財産戦略の一環としての標準化に関する意識が十分に浸透していない。
- ② 標準関連業務に関して一定程度の知見を有している弁理士の数は、十分でない。
- ③ 標準化を含む高度な知的財産戦略は、当該企業の事業戦略と密接に係るものであるため、企業秘密の漏洩、利益相反等が防止できないと弁理士を関与させにくい。

個々の企業が実際に標準関連業務に弁理士を関与させるか否かは、当該企業の自由な判断に基づくべきものであるが、新たな産業社会（コネクテッド・インダストリーズ）における標準化の重要性に鑑みれば、標準化人材の不足の解消、中小企業における高度な知的財産戦略の構築支援等を図るため、上記①～③の課題に対応するための方策を検討することが必要と考えられる。

3 今後の対応

(1) 標準関連業務に関する知識・能力の習得への支援

多くの企業において、保有する技術の市場展開等の課題の解決手段の一つとして標準化が存在すると認識されていない中、このような「気付き」を与えることが弁理士に求められていると考えられる。また、このような「気付き」を与えることのできる弁理士を十分に確保するためには、広く弁理士に対し標準化に関する基礎的知識を習得させることが必要である。

現在、日本弁理士会は、実務型ワークショップを含む標準化に関する任意の研修、弁理士に対して標準化について紹介する資料や標準化を含む知的財産戦略についての仮想事例集の作成等を行っているが、全ての弁理士に標準化に関する基礎知識を習得させるための義務的な研修は行っていない。

幅広い企業に対し、知的財産戦略における標準化の重要性に関する「気付き」を与えられるようにするためには、全ての弁理士が標準関連業務を

扱えるようにすることが必要である。このため、標準化に関する基礎的知識を習得させるための研修の受講を継続研修の一環として全ての弁理士に最低1回は義務付けるべきである。

また、個別の企業のニーズに基づき標準関連業務に対するより高度な支援を行うためには、標準化の動向に応じたクレームの作り込み、標準化の動向に柔軟に対応可能な明細書の作成手法、標準化を含む高度な知的財産戦略の立案・管理手法、標準会議やコミュニティにおける交渉術等に関する知識の習得も必要になる。このため、日本弁理士会においては、標準化支援に係る高度人材の育成を図るため、これらの専門的知識の習得に資する任意受講の研修についても、今後、その実施に向け検討することが望まれる。

さらに、日本弁理士会は、これら研修の実施等を通じ、一般財団法人日本規格協会が付与する標準化に関する資格³の習得等を弁理士に促すとともに、これらの資格を有した弁理士等に関する情報を積極的に提供することが期待される。

(2) 標準支援業務を標榜業務として位置付け

弁理士が支援し得る標準関連業務のうち、特許に関する業務（上記1(2)イ(ア)）については、現行の弁理士法第4条に規定する業務の範囲内と見ることができる。

一方、標準化を含む高度な知的財産戦略の策定支援、規格提案の作成、標準会議への参加・交渉等への関与（上記1(2)イ(イ)及び(ウ)）といった業務は、現行の弁理士法上、明確に位置付けられていない。

これらの標準関連業務については、弁理士以外にも知見を有する者が存在するため、弁理士がこれらの業務を排他的に行えるようになることは適当ではないが、仮にこれらを標榜業務として弁理士法に位置付けた場合、以下の①～③のような効果が期待できると考えられる。

- ① 弁理士には秘密保持義務（弁理士法第30条）、利益相反に該当する業務を行い得ない義務（弁理士法第31条）等があり、これらに違反した場合には、懲戒処分（弁理士法第32条等）の対象となる。このため、企業等（特に中小企業）は、秘密漏洩、利益相反等を恐れることなく、標準関連業務に弁理士を関与させることができるようになる。
- ② 特許業務法人は弁理士法に第4条に規定されていない業務を行うことができないと解されることから（弁理士法第40条の反対解釈）、弁理士

³ 例えば、平成29年6月に開始された標準化人材登録制度（「規格開発エキスパート」及び「規格開発エキスパート補」）。

法に明確に位置付けられることにより、特許業務法人が標準関連業務を行うことができるようになる。特許業務法人は、通常異なる技術分野の専門家が複数在籍しているため、今後増大すると見込まれる分野横断的な標準化への支援主体として特許業務法人の担い得る役割は大きいと考えられる。

- ③ 弁理士が標準関連業務を支援することが明確になり、産業界における認知度が向上するとともに、弁理士の参入が促進され、競争原理の作用により、弁理士の提供するサービスの質の向上が期待される。

このため、現行の弁理士法には位置付けられていない、標準化を含む高度な知的財産戦略の策定支援、規格提案の作成、標準会議への参加・交渉等への関与という標準関連業務について、標榜業務として弁理士法に明確に位置付けるべきである。

なお、弁理士が企業等の標準化を含む高度な知的財産戦略の策定に関与するに当たっては、事務所内の情報流通等により、関与する企業等の間で利益相反の問題を生じさせないように、より細心の注意を払うことが必要である。日本弁理士会においては、弁理士事務所や特許業務法人における情報管理の在り方等について検討を行うことが望まれる。

Ⅱ データに係る業務への弁理士の関与の在り方について

1 現状

(1) 不正競争防止小委員会における検討

様々な物や技術がつながることにより新たな付加価値が創造される産業社会（コネクテッド・インダストリーズ）の実現のためには、協調領域に属するデータを囲い込ませず積極的に市場に流通させ、そのデータの適切な利活用を促すことが重要である。また、データ提供者が安心してデータを提供でき、データ利用者が安心してデータを利活用できる、適切な流通環境の整備が不可欠である。

このような認識の下、平成 29 年 11 月に産業構造審議会知的財産分科会不正競争防止小委員会において「データ利活用促進に向けた検討中間報告（案）」（以下「中間報告（案）」という。）が取りまとめられた⁴。中間報告（案）においては、技術管理性、限定的な外部提供性及び有用性という要件を満たす電子データの集合物又は一部を保護客体となるデータ（以下「保護データ」という。）とし、保護データの不正取得、使用又は提供の行為のうち悪質な行為を「不正競争行為」として新たに位置付けた上で、これに対する救済制度を創設することとされている。

(2) 現行の弁理士法

不正競争防止法に基づく営業秘密に関して、現行の弁理士法においては、弁理士の業務として、営業秘密のうち技術上の秘密（以下「技術上の秘密」という。）について、①事業活動に有用な技術上の情報の保護に関する相談に応じる業務（弁理士法第 4 条第 3 項第 3 号。以下「保護相談業務」という。）、②技術上の秘密の契約の締結の代理若しくは媒介を行い、又はこれらに関する相談に応ずる業務（同法第 4 条第 3 項第 1 号。以下「契約業務」という。）並びに③特定不正競争に関する事件の裁判外紛争解決手続の代理・相談業務（同法第 4 条第 2 項第 2 号・第 3 号）、特定不正競争に関する事項の裁判所における補佐人業務（同法第 5 条第 1 項）及び特定不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟（特定侵害訴訟）における弁護士との共同代理業務（同法第 6 条の 2。特定不正競争に関するこれら 3 つの業務をまとめて以下「紛争解決業務」という。）が規定されている。

⁴ 平成 29 年 11 月 24 日から 12 月 24 日まで、意見公募手続（パブリックコメント）に付された。

2 課題

仮に中間報告（案）に従い、不正競争防止法において、保護データの不正取得、使用又は提供の行為のうち悪質な行為が「不正競争行為」として新たに位置付けられた場合、弁理士法上、技術上の秘密について弁理士の業務が規定されているのと同様に、保護データのうち技術上のデータ（以下「技術上のデータ」という。）について、①保護相談業務、②契約業務及び③紛争解決業務を弁理士の業務として位置付けることが必要か否か検討することが必要である。

この際、弁理士がこれらの業務を行うことに対する企業等からのニーズがあるか否か、弁理士がこれらの業務を行うことが能力的に可能か否かについてそれぞれ検討を行うことが必要と考えられる。

3 今後の対応

(1) 弁理士に対するニーズ

ア アンケート調査

企業等に対する平成 29 年度アンケート調査によると、「営業秘密に係る業務を社外専門家（弁理士、弁護士等）に依頼した経験がある」と回答した企業等の割合は、全体の 16.3%であった。このうち、弁理士が選択されたケースは全体で 31.1%であったが、中小企業では 47.8%に上った。

また、「今後、営業秘密に該当しないデータに係る業務を社外弁理士に依頼したい」と回答した企業等の割合は、27.3%であり、これは、技術上の秘密に係る業務を弁理士に依頼した経験がある企業等の割合（5.0%）に比べると相当程度高く、技術上のデータに係る業務を社外弁理士に依頼することについて確実なニーズが存在すると見ることができる。

一方、弁理士に対する平成 29 年度アンケート調査によると、「営業秘密に係る業務の経験がある」と答えた弁理士の約半数（50.6%）は、「営業秘密に該当しないデータに係る業務の経験がある」と回答しており、実態的に見ても、技術上の秘密と技術上のデータに係る業務は相当程度関連性が高いと見ることができる。

イ 技術上の秘密との関連性

(ア) ワンストップサービスの提供

企業等が自ら収集・蓄積した技術上の情報に関して、これを技術上の秘密又は技術上のデータのいずれかで保護すべきか判断するに当たっては、当該情報の利用態様（これを内部でのみ利用するか、又は外部提供を予定しているか等）の相違に応じて区別されることになる。このため、既に技術上の秘密について相談等に応じることのできる弁理士が、技術上のデータについても相談等に関与し、利用態様に応じた保護の在り方を依頼者に提示できるようにすることが、ワンストップサービスの提供の観点からも望ましいと考えられる。

(イ) 不正競争行為の態様・救済措置の類似性

中間報告（案）によると、不正競争防止法上、保護データに係る不正競争行為の態様及びその民事的な救済措置は、営業秘密に係る不正競争行為の態様及びその民事的な救済措置と類似している⁵。特に、当初は技術上の秘密として保護していた情報を後に技術上のデータとして活用していたところ、その情報が不正利用された場合、その客体が技術上の秘密又は技術上のデータであるかによって、訴訟上弁理士が関与できるか否かの扱いが変わることは当事者にとって不都合である。このような場合には、一つの訴訟において、技術上の秘密に対する不正競争行為又は技術上のデータに対する不正競争行為の一方を主位的に主張し、予備的に他方の主張をすることが依頼者にとっても都合がよいと考えられる。

ウ 特許との関連性

特許庁が行ったヒアリング調査⁶によると、特許発明であるプログラムを備えたソフトウェアとパラメータに係るデータを特定の契約者に提供し、当該契約者がその実情に応じた最適なシミュレーションを行うことができるサービスを提供する事業や、オープンデータである 1 次情報を自らの特許発明である 2 次データ生成・提供システムを用いてより付加価値の高い 2 次データに加工して、特定の契約者に当該 2 次データを提供する事業のように、技術上のデータの使用・提供と特許発明が密接に結び付いたビジネスモデルが実在することが明らかになった。

⁵ 保護データに係る刑事的な救済措置については、「今後の状況を踏まえて、引き続き検討すべきである」とされている。

⁶ 調査時期は、平成 29 年 9 月～11 月。

また、これらの事業を営んでいる中小企業の経営者は、いずれも、特許としての保護と技術上のデータとしての保護の最適な方策等について、今後、弁理士から包括的にアドバイスしてもらいたいという期待を述べていた。

上記ア～ウから、技術上の秘密に関する業務や特許に関する業務を行っている弁理士が技術上のデータに係る業務に関与するニーズは十分にあると考えられる。

(2) 弁理士の適格性

上記(1)イ(イ)で述べたとおり、不正競争防止法上、保護データに係る不正競争行為の態様及びその民事的な救済措置は、営業秘密に係る不正競争行為の態様及びその民事的な救済措置と類似していることから⁵、技術上の秘密に係る業務を行うことのできる弁理士は、技術上のデータに係る業務も容易に行うことができると考えられる。

また、弁理士試験（短答式）には、不正競争防止法の科目が課されているため、弁理士は、同法に関する基礎的知識を有しているといえる。

このため、弁理士は、技術上のデータに係る業務を行うことが能力的に見て可能であると考えられる。

(3) 技術上のデータに係る業務を明確に位置付け

上記(1)及び(2)から、仮に保護データが不正競争防止法上の保護対象に位置付けられた場合には、弁理士が技術上のデータに関し、技術上の秘密に関するものと同様に、①保護相談業務、②契約業務及び③紛争解決業務を行うことができるよう、弁理士法に明確に位置付けるべきである。

ただし、技術上の秘密とは異なり、技術上のデータの場合、外部の者に提供する等の特殊性を有することに鑑み、弁理士の能力担保のための追加的な研修を行うことが必要である。具体的には、日本弁理士会においては、技術上の秘密との保護要件の相違に応じた対応の方策、技術上のデータの収集・提供に伴って新たに把握すべき関連法令⁷に関する留意事項等を弁理士に習得させることができるよう、継続研修の内容をより充実させることが望まれる。このうち、基礎的知識を習得するための研修については、最低1回の受講を義務付けるべきである。また、訴訟実務等を踏まえた保護相談業務や契約業務を行うための知識の習得や経験の積み重ねが求められるため、日本弁理士会においては、このような専門人材の育成に資

⁷ 例えば、不正アクセス禁止法、個人情報保護法、独占禁止法。

する任意受講の研修の実施に向けた検討も望まれる。さらに、これらの研修のカリキュラムを検討するに当たっては、日本弁理士会内部のみならず、弁護士等の外部の専門家に協力を求めることが望ましい。

Ⅲ 弁理士による標準・データに係る中小企業支援の在り方について

1 検討の視点

(1) 中小企業の二層のニーズ

第四次産業革命の波は、大企業のみならず中小企業にも確実に及び、中小企業においても、技術の標準化や、大量のデータの保有及び利活用が知的財産戦略上極めて重要になると見られる。

このような背景の下、上記Ⅰ及びⅡで述べたように、今後、弁理士の業務として、標準関連業務に対する支援や技術上のデータ（以下「データ」という。）に関する相談等の業務を明確に位置付けた場合、企業内部の人的資源に制約のある中小企業こそが、弁理士の主たるユーザーになると推察される。特に、自らの知的財産戦略の策定に当たり弁理士の助言・指導を得たいと考える中小企業は、標準化やデータの利活用について、より専門的かつ高度な知見を得ることを望むこととなる。

一方で、中小企業の中には、保有する技術の市場展開等の課題解決手段の一つとして、標準化やデータの利活用が存在するという意識の及ばないところも多い。

このため、中小企業に対する弁理士による標準・データ関連業務は、中小企業の意識の度合いやニーズに応じて、標準化やデータの利活用の重要性に関する「気付き」を与えるというレベルの一般的かつ基礎的な知識の提供と、より専門的かつ高度な知識の提供という二層に大別されると考えられる。

(2) 支援主体としての弁理士の二層構造

中小企業には、継続的に特許出願等について気軽に相談することができる「かかりつけ医」のような弁理士（以下、“General”の“G”を用いて「G弁理士」という。）を利用している企業が一定程度存在する。日本弁理士会が行っている「知財広め隊」や「弁理士知財キャラバン」といった事業は、中小企業にG弁理士の有用性を広く認識してもらうための試みの一つということもできる。

G弁理士は、特定の中小企業と継続的に接し、一般的な相談に応じる機会もあると見られることから、標準・データ関連業務に関する基礎的な知識の提供を行う者としてふさわしいと考えられる。

一方、全てのG弁理士が標準・データ関連業務に関する専門的かつ高度な知識を習得することは現実的ではないため、専門的かつ高度な知識の提

供を行う者としては、「専門医」のような弁理士（以下、“Special”の“S”を用いて「S弁理士」という。）が必要になると考えられる。

以上述べた G 弁理士と S 弁理士の関係をイメージとして示すと、図 2 のとおりとなる。



図 2 G 弁理士と S 弁理士の関係

本項においては、求められる弁理士の主体が主として G 弁理士と S 弁理士の二層構造にあるという基本的考え方の下、弁理士による中小企業に対する標準・データ関連業務に係る支援をより有効に行うための課題や対応策について検討することとする。

2 現状と課題

(1) 弁理士の能力の向上

G 弁理士が日々の企業との接触の中において、標準化やデータの利活用の重要性について「気付き」を与えられるようになるためには、そのために必要な標準・データに関する基礎的知識を習得することが不可欠である。

他方、S 弁理士の場合、標準及びデータに係る関連法令、技術動向、事業改善事例等に関連する専門的な知識の習得が必要となる。

(2) マッチング機能が脆弱

中小企業が G 弁理士からの「気付き」を踏まえ、実際に標準化やデータの利活用を自らの知的財産戦略に組み込もうとするに当たっては、その支

援を S 弁理士に依頼することが想定されるが、実際に、ふさわしい S 弁理士を探索することは容易でないと見られる。その手段としては、当該中小企業が直接 S 弁理士にアプローチする方法と、G 弁理士の紹介を経て S 弁理士にアプローチする方法があると考えられるが（図 3 参照）、現状においては、S 弁理士の人数は限定的であり、かつ、S 弁理士と人的ネットワークを構築していない G 弁理士も多いと見られる。

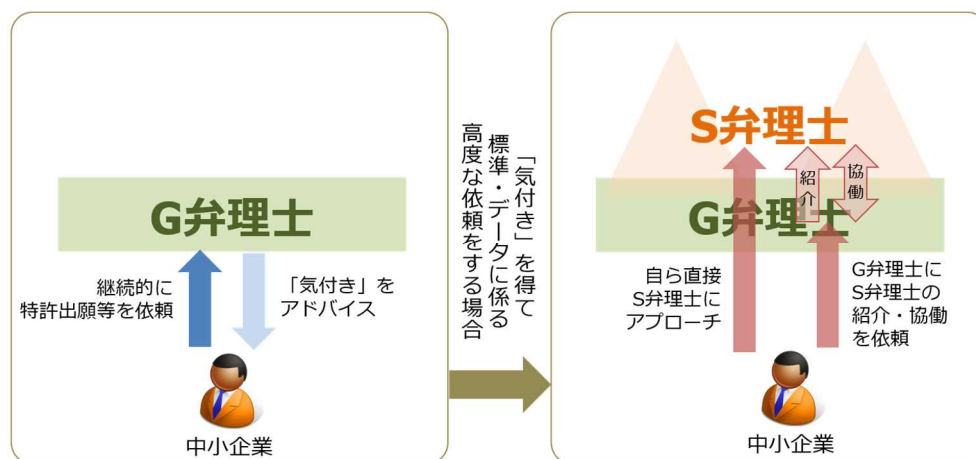


図 3 中小企業からの弁理士へのアプローチ手法

また、中小企業が S 弁理士を探索するための一つのツールとして、日本弁理士会が運営しているウェブサイトである「弁理士ナビ」がある。これにより、事務所の所在地、登録年数、専門分野等を検索キーとして、弁理士を検索することができる。しかしながら、例えば、「中小・ベンチャー支援実績有」で検索すると、約 800 件の検索結果が表示され（平成 29 年 12 月現在）、個々の弁理士の支援実績を見ていくと、「再生医療ベンチャー支援」といったものから、単に「多数あり」「商工会議所での相談」といったものまでヒットし、具体的なニーズに応じた追加的な絞り込みを行うことが困難であるなど、ユーザーのニーズに必ずしも応える設計となっていない。

このように、中小企業と弁理士を結び付けるマッチング機能が脆弱であるため、たとえ中小企業が標準化やデータの利活用が自ら抱える課題の解決手段の一つであるという「気付き」を得たとしても、適当な S 弁理士を探し出せず、その支援を受ける機会を逸してしまうことになることが懸念される。

(3) 従来型の報酬体系

弁理士の報酬体系は、多くの場合、従来型の出願代理業務を前提とした

ものになっており、例えば、知的財産戦略の策定に係るコンサルティングに関するタイムチャージは、ユーザー、弁理士の双方に十分に浸透していないと見られる。

このように出願代理に偏った報酬体系である場合、標準・データ関連業務に関する支援を受ける中小企業の側から見て、その内容が出願件数の極大化を意図したものでないかといった疑念が生じかねず、また、コンサルティングを行う弁理士の側から見ても、コンサルティングの量や質を高めようとするインセンティブが働きにくい。

このため、標準化やデータの利活用を含む知的財産戦略の策定等に係るコンサルティング業務に関する報酬については、出願代理業務等の従来型の業務とは別立てのタイムチャージ等の料金体系にすることが望まれる。

3 今後の対応

(1) 弁理士の能力の向上

多くの弁理士が G 弁理士の役割を担うという状況に鑑みれば、G 弁理士が必要な知識を習得するために、上記 I 及び II で述べたように、全ての弁理士に対し、標準化やデータの利活用に関する基礎的知識を習得させるべく、日本弁理士会における継続研修内容の見直しを行うべきである。

また、S 弁理士がより専門的かつ高度な実務能力を身に付けるためには、個々の弁理士の自主的な努力が最も重要と考えられるが、日本弁理士会においても、上記 I 及び II で述べたように、関連する任意受講の研修を充実させるなど、弁理士の自主的な取組を促すための支援をより強化することが望まれる。

(2) マッチング機能の強化

中小企業等がより適性の高い弁理士を容易に探し出せるようするため、日本弁理士会の運営する「弁理士ナビ」の検索機能を強化することが望まれる。具体的には、中小企業等への標準・データに係る支援の実績の有無だけでなく、支援実績の内容も検索できるようにし、可能であれば、個々の成果についても検索できるようにすることが望まれる。また、標準化に関する資格の取得の有無など、関連情報を検索できるようにすることも望まれる。

また、日本弁理士会は、標準・データ関連業務に係る支援を行える S 弁理士とつながりを持たない G 弁理士がこのような専門的知見を有する S 弁

理士を紹介できるようにするために必要な情報提供を行っていくことも期待される。

(3) 報酬体系の改善

日本弁理士会が弁理士の標準的な料金水準等を示すことは、独占禁止法上の規定に抵触するおそれがあり、適当ではないが、標準化やデータの活用を含む知的財産戦略の策定等に係るコンサルティング業務に関する報酬については、出願代理業務等の従来型の業務とは別立てのタイムチャージや顧問料等の望ましい報酬体系に係る基本的考え方等を示すことは問題ないと考えられる。このため、日本弁理士会においては、独占禁止法上の規定に抵触しないよう十分に留意しつつ、コンサルティング業務の質の向上等を図るため、適切な報酬体系の在り方について、実務的な検討を進めることが望まれる。

おわりに

様々な物や技術がつながる産業社会（コネクテッド・インダストリーズ）が現出しつつある中、標準やデータを戦略的かつ積極的に活用することは、我が国の産業競争力の維持・向上を図る上で、極めて重要な課題となっている。特に、内部の人的資源に乏しい中小企業にとっては、標準化やデータの利活用について、有益な助言や知見を与えてくれる外部人材、取り分け、弁理士に対する期待は大きい。

このような認識の下、当小委員会は、標準やデータの戦略的活用に資する環境整備を図るため、弁理士の業務範囲を拡大し、これらの新しい業務を弁理士法上明確に位置付けるべき旨の提言を行った。また、これらの業務を実際に中小企業等に適用できるようにするための方策についても、いくつかの具体的提言を行った。

今回の業務範囲の拡大により、弁理士の担うべき責任が従来よりも重くなることは明らかである。産業界からは、弁理士がこれらの役割を適切に果たすべき能力があるかどうか、また、実際に果たしているかどうかといった点について、より厳しい視線が投げられることになるであろう。

仮に制度改正が行われたとしても、実際に弁理士が標準やデータの戦略的活用に向けて積極的に活動し、我が国産業社会からその成果が広く認知されるようにならなくては、その意義はなきに等しいものになりかねない。

日本弁理士会及び弁理士は、制度改正後に自らが果たすべき役割について改めて再認識し、研修の充実等による人材の育成・確保や関連する情報の提供・共有に積極的に取り組んでもらいたい。

また、特許庁は、制度改正後、しかるべき時期に、日本弁理士会の取組やその成果についてフォローアップを行い、その結果を国民・産業界に情報提供すべきである。